

計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 次世代育成支援対策推進法の制定と行動計画の策定

少子化を示す指標の一つとして合計特殊出生率がよく用いられます。わが国の合計特殊出生率は、戦後の第1次ベビーブーム期以降急速に低下を続けてきました。合計特殊出生率が1.57となり、「1.57ショック」と言われたのは平成元年のことでした。合計特殊出生率は、その後も低下を続け、平成15年はさらに1.29へと低下しました。現在の人口を保つために必要な合計特殊出生率は2.07とされていますので、わが国の人口は減少していくことになります。

全国的に進む少子(高齢)化は、経済の発展を停滞させ、活力のない社会を招くとともに、子どもの成長にさまざまな影響を与えることが懸念されます。このため、国ではさまざまな少子化対策を打ち出してきました。

平成6年12月の文部・厚生・労働・建設4大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)に続き、平成11年12月の大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意による「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)により、国の方針を示すとともに、都道府県・市町村版エンゼルプランの作成を促しました。しかし、少子化に歯止めはかかりません。また、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、特に、家庭や地域社会の子育て機能の低下が問題になっています。子どもの虐待や青少年がかかわる事件も相次いでいます。

このような状況のもと、平成14年9月に、厚生労働省は「少子化対策プラスワン」をとりまとめ、平成15年3月には、これを踏まえて、政府として「次世代育成支援に関する当面の取組方針」を公表しました。そして、平成15年7月、地方公共団体および事業主に対し次世代育成支援対策の実施に関する行動計画策定を義務付けた「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)が公布されました。

この法律に基づき、本市においては平成16年度に、西濃地域1市8町(大垣市、養老町、上石津町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、墨俣町および池田町)が共同して「大垣地域次世代育成支援行動計画(計画期間:平成17年度～平成21年度)」(以下「前期行動計画」という)を策定しました。

(2) 後期行動計画の策定

前期行動計画策定後の平成17年は、わが国が明治32年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。「少子化社会対策大綱」とその具体的な実施計画である「子ども・子育て応援プラン」に基づき少子化対策が推進されてきましたが、従来の対策のみでは、少子化の流れを変えることはできなかったことを深刻に受け止める必要があるとし、国は平成19年12月、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点からの少子化対策の効果的な再構築・実行を図るため、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みなで支援する社会の実現を目指すものとして『子どもと家族を応援する日本』重点戦略を策定しました。この重点戦略においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するため、次の二つの取組を「車の両輪」として進めていくこととしています。

- ・ 働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- ・ 親の就労と子どもの育成の両立と、家庭における子育てを包括的に支援するための「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築

仕事と生活の調和の推進に関しては、同年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が提示されました。また、平成20年2月には、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦～希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して～」がまとめられました。

本市では、これらの動向を踏まえ、「大垣市子育て支援計画（大垣市次世代育成支援後期行動計画）」を策定しました。

★少子化対策の経緯

区分	国の動向	県・市の取り組み
平成6年	12月／「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）およびその具体化の一環としての「当面の緊急保育対策を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」を策定	
平成8年		8月／大垣市母子保健計画の策定
平成10年		●月／大垣市子育てドリームプランの策定

区 分	国 の 動 向	県・市の取り組み
平成11年	12月／「少子化対策推進関係閣僚会議」で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児保育の拡大、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターの整備、放課後児童クラブの推進等、平成16年度までの目標値を定める 	5月／市立荒崎保育園に「地域子育て支援センター荒崎」を開設
平成13年	7月／「仕事と子育ての両立支援策の方針について」を閣議決定 <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度までに緊急実施する具体的な目標・施策を示す 	
平成14年	1月／将来推計人口の公表 <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の主たる要因として、晩婚化に加え、「結婚した夫婦の出生力そのものの低下」という新たな傾向が認められる ・今後も少子化がより一層進展するとの見通し 5月／少子化対策に関する総理指示 <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の流れを変えるための実効性のある対策を検討するよう厚生労働大臣に指示 9月／「少子化対策プラスワン」を厚生労働大臣から総理に報告 <ul style="list-style-type: none"> ・少子化の流れを変えるため、従来の取組に加え、もう一段の少子化対策を推進 ・立法措置を含め、総合的かつ計画的に推進 	3月／新大垣市子育てドリームプランの策定 6月／まちの駅1回に子育て交流プラザ開設
平成15年	3月／「次世代育成支援に関する当面の取組方針」の取りまとめ（少子化対策推進関係閣僚会議） 3月／次世代育成支援対策推進法案および児童福祉法改正法案（国会提出） 7月／次世代育成支援対策推進法および児童福祉法改正法の成立 7月／少子化社会対策基本法の成立 8月／行動計画策定指針の告示	
平成16年	6月／少子化社会対策大綱の決定 12月／「子ども・子育て応援プラン」（少子化社会対策会議） <ul style="list-style-type: none"> ・若者の自立とたくましい子どもの育ち、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解および子育ての新たな支え合いと連帯の4つの重点課題に沿って、平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標および概ね10年後を展望した目指すべき社会の姿を提示 	3月／大垣健康プラン21の策定 4月／小児土曜夜間救急室設置 6月／病後児保育開始
平成17年		3月／輝けぎふっ子！アクションプラン（岐阜県次世代育成支援対策推進行動計画） 3月／大垣地域次世代育成支援行動計画 4月／赤坂幼児園・綾里幼児園開園 4月／大垣市乳幼児等医療費助成制度の対象年齢き上げ

計画の概要

区分	国の動向	県・市の取り組み
平成 18 年	<p>6月／「新しい少子化対策について」（少子化社会対策会議）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会全体の意識改革と子どもと家族を大切にするという視点に立った施策の拡充 	<p>3月／大垣市、上石津町、墨俣町合併</p> <p>3月／出産祝金支給事業開始</p> <p>4月／和合保育園が民営化、木の花保育園として開園</p> <p>10月／父子家庭の医療費を助成</p>
平成 19 年	<p>12月／「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（仕事と生活の調査推進官民トップ会議）</p> <p>12月／「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（仕事と生活の調査推進官民トップ会議）</p> <p>12月／「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（少子化社会対策会議）</p> <p>12月／将来推計人口の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中位推計では、合計特殊出生率は、平成 25 年の 1.21 まで低下し、その後やや上昇に転じて平成 67 年には 1.26 になると仮定。総人口は、長期の人口減少過程に入り、平成 58 年には 1 億人を割ると見込まれている。未婚化、晩婚化等の影響により、平成 14 年の推計よりも一層厳しい見通しとなっている。 	<p>3月／安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例公布</p> <p>3月／大垣市障害者計画・障害福祉計画の策定</p> <p>4月／乳幼児等医療費の助成を中学生まで拡充</p> <p>4月／あさくさ保育園が民営化、浅草ひかり保育園として開園</p> <p>12月／安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画（岐阜県少子化対策基本計画）</p>
平成 20 年	<p>2月／「新待機児童ゼロ作戦」（厚生労働省）</p> <p>5月／「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」（社会保障審議会 少子化対策特別部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を受け、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方をとりまとめたもの <p>7月／「仕事と生活の調和の実現に向け当面取り組むべき事項」（仕事と生活の調和連携推進・評価部会、仕事と生活の調和関係省庁連携推進会議）</p> <p>7月／「5つの安心プラン」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福田首相が表明した社会保障分野で緊急に取り組む対策。5分野の3番目として「未来を担う『子どもたち』を守り育てる社会」を掲げている <p>11月／「社会保障国民会議最終報告」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな制度体系構築に向けた基本的視点として、仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保等、すべての家庭の子育て支援のあり方および国民負担についての合意形成の3つの課題について整理している <p>12月／「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業等の法定化 	<p>4月／青墓幼保園開園</p> <p>4月／ファミリー・サポート・センター事業開始</p>
平成 21 年		<p>4月／子育て支援部を設置</p> <p>4月／日新幼保園・荒崎幼保園開園</p> <p>●月／大垣市子育て支援条例公布</p>

2 計画の性格

(1) 計画策定の趣旨

この行動計画は、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会を築くことをねらいとしています。子育てについての第一義的責任は父母その他の保護者が有するのは当然ですが、この行動計画は、それを基本的認識として、社会全体で子育て家庭を支援し、若い世代が子育てに伴う喜びを実感できる環境を整備していこうとするものです。

(2) 計画の位置づけ

この行動計画は、大垣市子育て支援条例第〇条に基づく「子育て支援計画」であり、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」です。

この行動計画は、「大垣市第五次総合計画」を上位計画とし、「おおがき健康プラン21」「大垣市食育推進計画」「大垣市障害者計画・障害福祉計画」など市の関連計画との整合性を図り策定し、推進します。

3 計画の期間

この行動計画の期間は、平成22年度～平成26年度の5年間とします。

★計画期間

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
前期行動計画	→															
後期行動計画 (子育て支援計画)				見直し	→											
										見直し	→					

4 計画の策定体制

(1) 大垣市次世代育成支援行動計画策定評価委員会

各方面の幅広い意見を計画に反映させるため、学識経験者、医療・福祉・教育等に従事する専門家、一般公募等で構成する「大垣市次世代育成支援行動計画策定評価委員会」において審議しました。

(2) 次世代育成支援に関するニーズ調査

計画策定に先立ち、就学前児童のいる世帯および小学生（1～4年生）のいる世帯を対象としてニーズ調査を実施しました。

就学前児童のいる世帯に対しては、保育サービスの利用状況や利用意向、子育てについての不安や悩み、仕事と子育てなどについて、また、小学生のいる世帯に対しては、留守家庭児童教室の利用状況や利用意向、地域活動への参加状況、子どもが育つ環境などについてたずねました。

★回収結果

区 分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
配 布 数	2,850 ①幼保園等を利用している児童 1,569 ②子育てサロンを利用している児童 151 ③園・子育てサロンを利用していない児童 1,130	1,905
回 収 数	2,047 (71.8%)	1,843 (96.7%)
有効回答数	2,041 (71.6%)	1,837 (96.4%)

5 計画の基本的視点

(1) 子どものために

この計画では、多様な保育ニーズに応えるため、病後児保育、低年齢児保育、延長保育の充実などを目標の一つとしますが、サービスの推進に慎重な意見も少なくありません。保育サービスを初めとするさまざまな次世代育成支援対策を推進するにあたり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が擁護され、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮していく必要があります。

(2) 次代の親の育成

核家族化の進展、兄弟の減少などにより、子育ての知識や経験が次の世代に伝わりにくくなっています。また、自立し、家庭を築くという意識が薄れてきている若者が少なくありません。このため、若い親への子育て支援とともに、次代の親となる意識づくりや教育が求められていると言えます。

(3) サービスの質の確保

サービスの充実について、これからの行政に求められる役割は、サービスの質の確保にあると言えます。より質の高いサービスが提供されるよう、情報公開や評価制度の導入、相談・苦情に応じる体制の整備、民間サービスの指導などに努めていく必要があります。

(4) 利用者の視点に立った利用しやすいサービスの視点

家族形態、就労形態、ライフスタイルの変化など、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った、切れ目のない、柔軟かつ総合的な次世代育成支援の取組が必要と言えます。

(5) 企業、地域などの子育て支援

次世代育成支援対策推進法においては、301人以上の従業員を有する事業主に対しても行動計画の策定を義務付けており、子育てに関する地域活動への理解や、育児休暇の定着、就労時間の配慮など、職場環境の改善が進むことが期待されます。子育ては、家庭はもちろん、行政、企業、地域などが協力して取り組むべき課題であるという認識を共有し、それぞれが、あるいは連携して次世代育成支援を進めていくことが必要です。

(6) 仕事と生活の調和の実現の視点

『子どもと家族を応援する日本』重点戦略』で示されているように、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するためには、就労と出産・子育ての二者択一構造を解消していくことが必要であり、そのためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとしています。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、国・県・市の行政機関や企業を初めとする関係者が連携してこの取組を進めることが必要です。

(7) すべての子育て家庭への支援

これまでの保育サービスは、働きながら子育てをしている家庭への支援が主でした。しかし、子育てにストレスを感じている人は、むしろ職場をやめて子育てをしているの方が割合が高く、これらの家庭への支援が必要です。特に幼保園等に入園する前の子どもを育てている家庭を対象とした子育て相談や子育てサロンの充実、子育てグループの育成などが求め

られています。すべての子育て家庭が、安心して子育てができるようサービスの充実をめざしていく必要があります。

(8) 地域福祉の推進

地域子育て拠点事業や子育てサロン、緊急時の預かりなどの子育て支援、あるいは、子どもの育ちを支える地域活動など、ボランティアやNPOの活動が活発になりつつあります。これらの身近な地域でのきめ細かな、独自性のある活動が今後さらに求められます。また、自治会、子ども会などは組織力があり、福祉意識が高まることによって、市民自らが参加する新しい形のサービスや活動が生まれ、その活動を通して新しい地域づくりが進むと考えられることから、関係団体と協力して、人材の育成や活動を支援していく必要があります。